

## 第一種電気工事士免状の交付申請手続案内 (試験合格者)

### 1 申請できる方 (以下の3項目を全て満たす方)

- ① 第一種電気工事士試験に合格していること。  
(電気主任技術者資格等による認定申請は、「手続案内(認定申請)」を御覧ください。)
- ② 愛知県内に住民登録していること。  
(住民登録している都道府県が申請先になります。)
- ③ 申請に必要な実務経験があり、所定の実務経験証明書により証明できること。  
(実務経験証明書については、「5 実務経験証明書」及び「記載例」を御覧ください。)

### 2 申請方法及びお問い合わせ先

- (1) 郵送の場合の宛名 ※簡易書留にてお送りください。

〒460-8501 (愛知県庁固有番号のため、住所記載不要。)

愛知県 消防保安課 産業保安室 電気・火薬グループ

- (2) 窓口へ持参する場合の提出先

※本庁舎3階平面図は右図のとおり

愛知県庁 本庁舎3階 産業保安室 電気・火薬グループ

住所：名古屋市中区三の丸3-1-2

- (3) お問い合わせ先 (産業保安室 電気・火薬グループ)

電話：052-954-6199 (ダイヤルイン)



### 3 手続の流れ

- ① 申請書一式をダウンロード (印刷) してください。
- ② 記載例を参考に実務経験証明書を記入し、**事前審査を受けてください。**  
事前審査は下書きや代表者印押印前でも結構です。  
【事前審査の流れ】
  1. メールまたはFAXで「**4 必要書類**」の**⑤及び⑥**を産業保安室に送信してください。証明者欄をスタンプ等で記入するために事前審査では空欄とする場合は、証明者の名称及び電気工事業法の番号をメール本文又はFAX送信票に明記してください。  
メールアドレス：[sangyohoan@pref.aichi.lg.jp](mailto:sangyohoan@pref.aichi.lg.jp)  
(件名を「第一種電気工事士実務経験事前審査」としてください。)  
FAX番号：052-954-6909  
(FAX送信票または実務経験証明書の余白に、①返信方法(FAXまたは電話)及び②返信先のFAX番号または電話番号を記載してください。)

2. 審査結果を回答します。
- ※ 申請者が愛知県に登録（届出）のある電気工事業者の主任電気工事士に選任されている（いた）場合、電気工事業の手続きで実務経験を確認済のため、実務経験証明書の雇用者による証明は省略可能です。省略する場合、「氏名及びふりがな」欄、「生年月日」欄、「④職務の内容」の「第二種電気工事士免状の交付番号・年月日」欄、「④職務の内容」の記述欄（記入内容：「主任電気工事士」のみ）の4点を記入した実務経験証明書で事前審査を受けてください。
- ※ 審査結果の回答が3日以上ない場合は、受信確認の電話(052-954-6199)を開庁時間（平日8:45～17:30）をお願いいたします。
3. 審査の結果、受付可となる場合は「事前審査受付番号」をお伝えします。実務経験証明書の左上に、事前審査受付番号を記入してください。
- また、**代表者印を忘れずに押印**願います。
- ③ 「4 必要書類」をそろえ、郵送（簡易書留）又は持参により申請ください。郵送による場合は、事故防止のため必ず「簡易書留」により送付してください。
- ④ 不備がなければ、免状は、書類到着の1～2週間後に簡易書留で郵送します。
- ※ 実務経験証明書の事前審査を受けた後、原則として1か月以内に申請下さい。（長期間経過すると、法令改正等により事前審査が無効となる場合があります。）
- ※ 実務経験証明書の不備により窓口で受付できない事例が多いため、事前審査をお願いしております。御足労をおかけしないためにも、御協力願います。

#### 4 申請に必要なもの（①及び⑤の様式は、ダウンロードできます。）

必要書類等	注意事項
①免状交付申請書	・住所及び氏名は住民登録のとおり記入。 ・昼間の連絡先を必ず記入（携帯電話番号優先）。
②手数料6,000円（ <b>愛知県収入証紙</b> ）	・愛知県収入証紙を販売しているところは、愛知県庁本庁舎5階生協売店、県内市区町村役場会計課、各警察署等です。
③写真1枚	・たて4cm×よこ3cm、撮影後6ヶ月以内 ・わくなし、正面、無帽、無背景、上半身、服装は自由。髪の毛で目元が見えない写真や、顔に影がある写真は不可。 ・写真印刷向けの専用用紙に印刷すること。 ・写真の裏面に <b>記名しない</b> でください。 ・詳しくは、「 <b>電気工事士免状交付申請に必要な写真についてのお願い</b> 」をご参照ください。
④試験結果通知書	・オレンジ色のハガキ大の用紙。原本。

	<ul style="list-style-type: none"><li>・「試験結果通知書」を紛失した場合は、「合格証書の写し」の提出と「合格証書原本」の提示で申請可能です。郵送での申請の場合は、「合格証書原本」は、免状交付の際に同封してお返しします。来庁での申請の場合は、「合格証書原本」は申請の際に確認してその場でお返しします。</li><li>・「試験結果通知書」と「合格証書」のどちらも紛失した場合は、(財)電気技術者試験センター03-3552-7691で再交付を受けてください。</li></ul>
⑤実務経験証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>・「5 実務経験証明書について」及び記載例をよくお読みください。</li></ul>
⑥実務経験証明書添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・実務経験証明書の「④職務の内容」が「一般用電気工作物等」の場合は「第二種電気工事士免状の写し」</li><li>・実務経験証明書の「④職務の内容」が「その他(簡易電気工事)」の場合は「認定電気工事従事者認定証の写し」</li><li>・実務経験証明書の「①期間」に、認められる実務経験を実施していない期間が含まれるため、通算期間を減算する場合、その内容がわかるもの。</li></ul>
⑦返信用封筒1通	<ul style="list-style-type: none"><li>・免状受取人の住所・氏名を記入、切手不要。</li><li>・長形3号(たて23.5cm×よこ12cm)以内の大きさの封筒。ただし、郵送申請かつ④で合格証書を選択する場合は、「合格証書原本」が入るサイズの封筒。</li><li>・完成した免状は、この封筒にて簡易書留でお届けします。</li></ul>
⑧本人確認書類 (ア) 住民票の写し(交付後6ヶ月以内、マイナンバーの記載がないもの) (イ) 有効期限内のマイナンバーカードのコピー(表面のみ) (ウ) 有効期限内の公的書類のコピー(運転免許証)等	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>外国人住民の方は</b>、(ア)または(イ)から選択してください。</li><li>・<b>転居して一週間以内の方は</b>、(ア)～(ウ)から選択してください。</li><li>・<b>その他の方は</b>、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)により申請者の氏名等を確認しますので、<b>本人確認書類は不要</b>ですが、住基ネットの利用を希望されない方は、(ア)～(ウ)から選択して提出してください。</li><li>・婚姻等により、<b>④、⑤、⑥と申請時の氏名が異なる方は</b>戸籍抄本(個人事項証明)などのお名前つなが</li></ul>

	りがわかるものが必要です。(④、⑤と申請時の住所が異なっても証明書類は不要です。)
⑨申請者一覧(会社等が2名分以上をまとめて申請する場合のみ。様式任意)	申請者全員の氏名と、とりまとめ担当者の連絡先を明記してください。

## **5 実務経験証明書について(重要ですので、よくお読みください。)**

免状交付には、**3年以上の電気に関する工事**(注1)の実務経験が必要です。

実務経験は、工事施工時の雇用主(注2)による実務経験証明書により審査します。

以下の実務経験に関する説明をよく読み、記載例を参考にした上で、実務経験証明書(様式)に記入してください。

また、添付書類が必要な場合は、添付してください。

○認められる実務経験の例(主なもの)

- ・ 第二種電気工事士免状取得以降の一般用電気工作物等(一般家庭、個人商店等)の電気工事(記載例①)(第一種電気工事士試験合格者用)
- ・ 自家用電気工作物(おもに高圧以上で受電するビル、工場等(最大電力500KW以上の需要設備)、発電所、変電所)の電気工事(記載例②)
- ・ 認定電気工事従事者認定証取得以降の自家用電気工作物(最大電力500KW未満の需要設備)の簡易電気工事(記載例②)
- ・ 電気事業の用に供する電気工作物の電気工事(記載例③)

(注1)実務経験として認められる電気に関する工事とは

(1) 電気工作物に該当する電気設備を設置し、又は変更する工事。(自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査を含み、キュービクル、変圧器等の据え付けに伴う土木工事及び電気機器の製造を除く。)

(2) 経済産業大臣が指定する養成施設において教員として担当する実習

なお、次に掲げる工事は、実務経験とは認められません。

①軽微な工事(電気工事士法施行令第1条)

ア 600ボルト以下で使用する接続器・開閉器にコードまたはキャブタイヤケーブルを接続する工事。

・ 接続器の例…差込接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットなど

・ 開閉器の例…ナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチなど

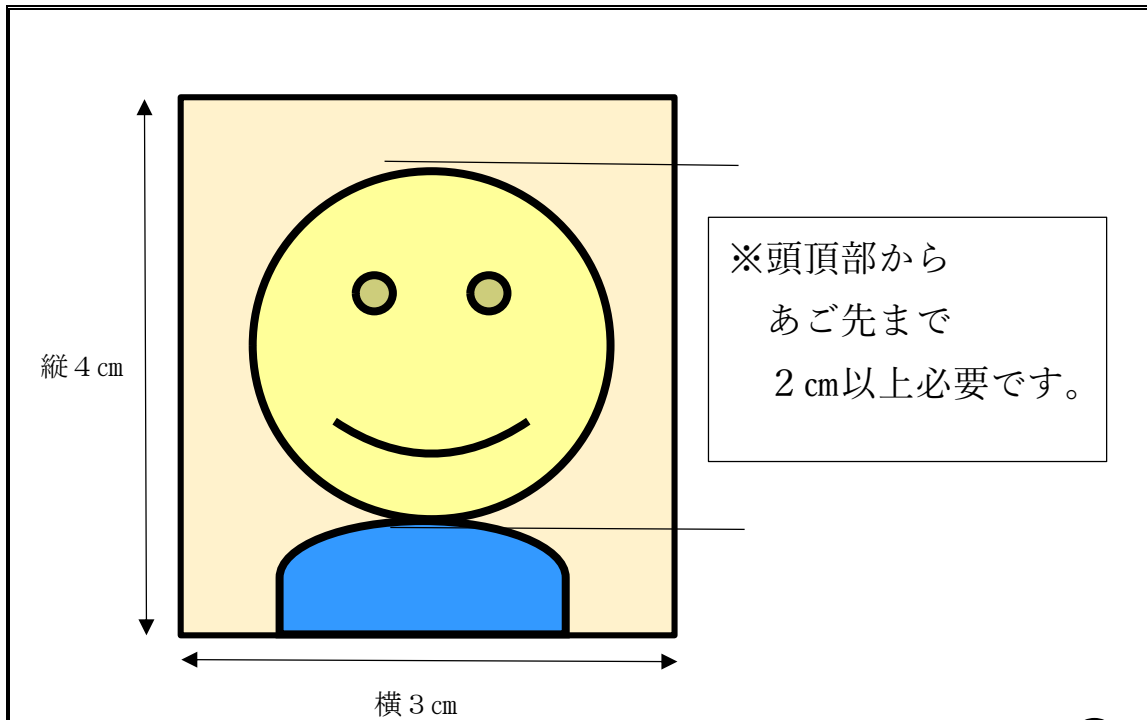
イ 600ボルト以下で使用する電気機器(配線器具を除く)・蓄電池の端子に電線(コード及びケーブルを含む)をねじ止めする工事。

- ウ 600ボルト以下で使用する電力量計・電流制限器・ヒューズを取付け、または取外す工事。
  - エ 電鈴、インターホン、火災感知器等の施設に使用する小型変圧器（二次電圧 36ボルト以下に限る）の二次側配線工事。
  - オ 電柱の設置又は変更する工事。
  - カ 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事。
- ② 特殊電気工事（電気工事士法施行規則第2条の2）
- ア ネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの付属設備に係る電気工事（ネオン工事）
  - イ 非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との電線接続部分を除く）及びこれらの付属設備に係る電気工事（非常用予備発電装置工事）
- ③ 電圧5万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事及び保安通信工事

(注2) 工事施工時の雇用主による実務経験証明書

- 1 証明者は、原則として、雇用主（代表者）です。なお、支店長、工場長等に証明行為が委任され、委任状が提出されている場合は、その者の証明でも可です（委任状様式は、「実務経験証明書の証明者について」を参照してください。）。
- 2 2社以上にまたがって経験年数を満たす場合は、それぞれの証明者の証明が必要です（1社につき実務経験証明書1枚）。
- 3 証明者印は、屋号印（角印）ではなく、個人の場合は丸印（認印で可）、法人の場合は登記印（実印）を押印してください。

## 電気工事士免状交付申請に必要な写真についてのお願い



### 【写真は交付する免状に使用しますので、以下の点にご注意ください】

- ・写真は上図のサイズ（大きさ）で6か月以内に撮影したもの
- ・構図はわくなし、正面、無帽、無背景、服装は自由
- ・髪の毛で目元が見えない写真や、顔に影がある写真は不可
- ・その他、免状用写真として不適切ではないもの（不適切な写真の例は以下を参照）
- ・写真印刷向けの専用用紙に印刷すること

### 【免状用写真として不適切な写真の主な例】

免状用写真として不適切な写真は受付できませんので、再提出をお願いすることになります。不適切な写真の主な例は以下のとおりですが、結果として免状の交付時期が遅れることとなりますのでよくお読みください。

- ・写真サイズが上図の大きさ以外のもの（大きすぎても小さすぎてもダメ）
- ・顔の輪郭の一部が隠れているもの（頭、あごが見切れているもの）
- ・照明が眼鏡に反射しているもの（サングラス着用不可）
- ・写真が不鮮明なもの（顔が影で暗すぎるもの）
- ・目の大きさ等、画像を加工したもの
- ・カラープリンター印刷等で写真専用紙以外のもの

※その他、写真店や照明写真機以外で撮影される場合は、写真が暗すぎたり、背景に壁の柄が写りこむ等の不適切なケースとなることが多いのでご注意ください。

※実際の写真より影が濃く印刷されることが多いため、髪の毛の影が目にかからないようご注意ください。

## 実務経験証明書の証明者について

実務経験証明書の証明者については、通商産業省（当時）発の下記の通達（抜粋）によります。なお、下記によりがたい場合は、御相談願います。

【電気工事士法の規定により第一種電気工事士免状等の交付を受けるために必要な実務の経験について】

（平成7年12月1日 7資公部第409号 資源エネルギー庁公益事業部長通知）

第一種電気工事士免状の交付の申請の際に提出される所用の実務の経験を有することを証明する書類（実務経験証明書）としては、次に掲げるものを有効とする。

- (1) 申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去に雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明する書類。
- (2) 申請者が電気事業法施行規則第52条第2項に規定する別に告示する要件に該当する者であって、同項に規定する委託契約の相手方として現に認められている者又は過去において認められていた者である場合において、次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類。
  - ① 当該委託契約に係る発電所又は需要設備を設置している者又は設置していた者。
  - ② 当該申請者が会員として加入している公益法人の代表者。
- (3) 次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類
  - ① (財) 電気工事技術講習センターその他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者。
  - ② 各都道府県電気工事工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者。
  - ③ 2以上の電気工事業者等
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、申請者が所要の実務経験を有する者であることを確実に証明する書類。（次項「質疑応答」A2参照）

## 【電気工事二法に関する質疑応答】

(63資公技第1号 昭和63年12月19日)

Q1 実務経験証明書の証明者は、代表者でなければダメなのか？

A1 実務経験の証明者は、雇用主すなわち代表者であるとしているが、営業所長又は支店長等の実務経験の証明行為が委任され、委任状(※)の提出があれば、その者でも差し支えない。

Q2 一人親方の場合又は勤務していた会社が倒産した場合、実務経験の証明は誰が行えばよいのか？

A2 次のいずれかの書類で証明する。

1 2以上の電気工事業者等が証明する書類

2 電気工事工業組合等に加入している場合は、組合等が証明する書類

3 その他、申請者が実務経験を有することを確実に証明する書類

例：登録簿の謄本（主任電気工事士であった者は、これで3年間の実務経験の証明になる）

電気工事業法第26条の帳簿の写し（作業欄に氏名が記載されている帳簿に限る）

Q3 法人が当該法人の代表者の実務経験を証明する場合、その証明は認められるか？

A3 認められる。

※ 愛知県では、委任状の様式を次ページのとおり定めております。

委任状をご提出いただくと、ご提出日以降は他の方の実務経験証明書も受任者が証明することができます。

なお、受任者の「職・氏名」が記入されている場合はその方個人に、「職」のみ記入されている場合は、その職責のある方に委任されているとします。

例1) 「名古屋支店長 名古屋次郎に委任」→ 名古屋次郎様が在任中当該委任状は有効です。

例2) 「名古屋支店長に委任」→ ご提出日現在の名古屋支店長様が異動されても委任状は有効です。



# 委任状

年 月 日

愛知県知事殿

委任者

所在地

企業名

職・氏名

私は、\_\_\_\_\_を代理人と定め、

下記の事項を委任します。

記

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第3項の規定により、第一種電気工事士免状の交付を受けるために必要な実務経験を有することを証明すること。

記入例

# 委任状

令和5年6月1日

愛知県知事殿

委任者

所在地 **東京都〇〇区××町△-△-△  
□□ビル**

企業名 **愛知電気株式会社**

職・氏名 **代表取締役社長 愛知太郎**

私は、名古屋支店長 名古屋次郎 を代理人と定め、

下記の事項を委任します。

記

氏名入りは、名古屋次郎に対する委任、氏名空欄は名古屋支店長に対する委任とみなす。

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第3項の規定により、第一種電気工事士免状の交付を受けるために必要な実務経験を有することを証明すること。

実務経験証明書の証明者の印は、代理人の役職の印(「〇〇支店長印」等)ですが、代理人の役職の印を作成していない場合は、余白部分に「代理人の役職の印は作成していないため、代理人の私印にて証明します。」とご記入ください。

①経験が一般用電気工作物の例

経験証

事前審査受付番号 ( )

FAX等により事前審査を受けたときに  
伝えられた番号を記入 ( )

ふりがな	あいち いちろう		生年	昭和・平成 1年 12月 25日
氏名	愛知 一郎		年月日	
現住所	〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (TEL. 090-1234-5678)			
現在の勤務先の名称及び所在地	名称	愛知電気工事株式会社 (TEL. 052-954-6199)		
	所在地	〒444-1234岡崎市明大寺本町1-4		

実務経験の期間及び内容

①期間	④職務の内容
平成26年4月1日～ 令和5年1月9日	・ 始まりの日付は、2種免状交付日以降、かつ電気工事業の初回登録日（又は開始届出日）以降であること ・ 終わりの日付は、証明日以前であること ※
8年 9ヶ月	
②所 部署及び役職	① 第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物等の配線工事等 ・ 第二種電気工事士免状の交付番号・年月日 <b>愛知県</b> 第〇〇〇号 昭和・平成・令和 <b>25年9月30日</b> 交付 2 自家用電気工作物の配線工事等（最大500kw以上のもの） 3 その他 ・ 愛知県以外の免状は写し添付
3年以上必要。 複数の勤務先の経験を合算する場合は、勤務先ごとに証明書が必要。  イ アの施行場所の ・ 受電電圧 _____ V ・ 契約電力 _____ kw	
	工事实施件数約 _____ 件

上記のとおり、実務経験を有することを証明します  
令和5年 1月 10日

愛知県知事以外の場合は登録証又は  
開始届受理証の写し添付

電気工事業法の登録又は届出番号（実務経験が1一般用電気工作物等の方は必須）  
（愛知 県知事・大臣・局長・保安監督部長 登録・届出第 100999 号）

注：「船」証明者は原則として代表者。  
支社長、工場長等に委任されている  
場合は委任状必要。 番号ではありません。

証明者

住 所：岡崎市明大寺本町1-4

法人名（又は屋号）：愛知電気工事株式会社

代表者職氏名（又は氏名）：代表取締役 愛知 太郎

印

印影は、法人の場合は  
登記印（丸印）。  
社印（角印）は不可。  
個人の場合は認印可。

※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印 ( )

※は記入しないこと。



**③経験が電気事業用電気工作物の例  
(送配電線等)**

**経験証明**

FAX等により事前審査を受けたときに  
伝えられた番号を記入

事前審査受付番号 ( ) ※ ( 枚中 枚)

ふりがな	あいち いちろう		生年月日	昭和・平成 1年 12月 25日
氏名	愛知 一郎			
現住所	〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (TEL. 090-1234-5678)			
現在の勤務先の名称及び所在地	名称	愛知電気工事株式会社 (TEL. 052-954-6199)		
	所在地	〒444-1234 岡崎市明大寺本町 1-4		

**実務経験の期間及び内容**

①期間	④職務の内容
平成26年4月1日～ 令和5年1月9日	<p>・終わりの日付は、証明日以前であること (頁第1号に定める電気工作物の配線工事等)</p> <p>※ 3年以上必要。 複数の勤務先の経験を合算する場合は、勤務先ごとに証明書が必要。</p> <p>1 第一種電気工事士免状の交付番号・年月日 県第 号 昭和・平成・令和 年 月 日交付</p> <p>2 自家用電気工作物の配線工事等 (最大500kw以上のもの)</p> <p>③ その他 ・ 2又は3は、職務の内容を具体的に記入してください。 <b>左の期間、〇〇電力(株)の電気主任技術者の指導監督のもと、〇〇Vの配電線の取付。取替工事や柱上変圧器・保安開閉器の取付・取替工事を日常的に行った。</b></p> <p>工事实施件数約 件</p>
8年 9ヶ月	
②所属部署及び役職	
③主な工事場所の設備概要	
ア 工事施行場所名 〇〇電力(株)××営業所管内 (主に岡崎市内)	
イ アの施行場所の ・ 受電電圧 _____ V ・ 契約電力 _____ kw	

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

令和5年 1月 10日

電気工事業法の登録又は届出番号 (実務経験が1一般用電気工作物等の方は必須)  
( 県知事・大臣・局長・ 第 号)

注:「一般」証明者は原則として代表者。支社長、工場長等に委任されている場合は委任状必要。

証明者

住 所: 岡崎市明大寺本町 1-4

法人名 (又は屋号): 愛知電気工事株式会社

代表者職氏名 (又は氏名): 代表取締役 愛知 太郎

印

印影は、法人の場合は登記印 (丸印)。社印 (角印) は不可。個人の場合は認印可。

※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印 ( )

※は記入しないこと。